

南足柄市
エイジフレンドリーシティ行動計画

南足柄市

目次

第1章 行動計画の趣旨と位置づけ	2
第1節 行動計画策定の趣旨	2
第2節 行動計画の位置づけ	4
第3節 行動計画の計画期間	5
第2章 南足柄市の高齢化の状況	6
第1節 総人口及び高齢者人口の推移	6
第2節 要介護（要支援）認定者の推移	7
第3章 エイジフレンドリーシティの取組みを進める上での基本理念 . . .	8
第1節 行動計画の基本理念	8
第2節 世界保健機関（WHO）が提唱する8つのテーマ	8
第3節 エイジフレンドリーシティにおける本市の取組み事項	9
第4章 8つのテーマに基づく施策の方向性	10
第1節 屋外スペースと建物	10
第2節 交通機関	10
第3節 住居	10
第4節 社会参加	11
第5節 尊厳と社会的包摂	12
第6節 市民参加と雇用	12
第7節 コミュニケーションと情報	13
第8節 地域社会の支援と保健サービス	13
(1) 健康の保持・増進	13
(2) 安心・安全なまちづくりの推進	14
(3) 地域包括ケアシステムの推進	15
(4) 家族介護・生活への支援	17
(5) 介護予防の充実と自立支援・重度化防止に向けた取組	17
(6) 在宅生活を支える介護サービスの充実	18
(7) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上	18
第5章 行動計画の推進体制と進行管理	20

第1章 行動計画の趣旨と位置づけ

第1節 行動計画策定の趣旨

国が公表した「平成30年版高齢社会白書」によると、2017（平成29）年10月1日時点の我が国の65歳以上の高齢者人口は3,515万人、高齢化率は27.7%となっています。団塊の世代が75歳以上になる2025年の高齢化率は30.0%、2036年には33.3%に達すると推計されています。超高齢社会をはるかに上回った社会の到来により、高齢者を支える人材が不足するなど、高齢者の日常生活を営むために必要な支援を十分に提供できなくなる可能性があることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることができる環境づくりが喫緊の課題となっています。

こうした背景から、我が国では高齢社会に突入した1990年代より、国主導の様々な取組が始まりました。高齢者を社会全体で支えるために、1997（平成9）年には介護保険法が成立し、2000（平成12）年に介護保険制度がスタートし、その後も、更に進行する高齢化及び社会の変革に併せて、介護保険制度を始めとする高齢者福祉に係る多くの施策が創設・改定されています。

本市においても、2000（平成12）年の介護保険制度の成立に合わせて、「第1期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2000（平成12）年度～2002（平成14）年度）」を策定し、高齢者福祉施策や介護保険事業の推進を図ってきました。更に、2015（平成27）年の「第6期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2015（平成27）年度～2017（平成29）年度）」では、今後の高齢化社会を見据えて、「高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の基本理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携、認知症対策の推進、介護予防・生活支援サービス事業の充実等の地域包括ケアシステムの構築に向けた施策に取り組んできました。

このような中、本市では、神奈川県内の他の18市町とともに、2017（平成29）年10月に世界保健機関（WHO）より、エイジフレンドリーシティ（※）への参加が承認されたことにより、これまで以上に、「高齢者に優しい街づくり」を目指して、高齢者に係る施策に取り組むこととしました。

2018（平成30）年3月に策定した「第7期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018（平成30）年度～2020（平成32）年度）」においても、この「南足柄市エイジフレンドリーシティ行動計画」（以下「本行動計画」という。）の策定について、施策の1つとして位置づけました。今後の更なる高齢化に柔軟に対応できる体制を整え、高齢者が暮らしやすいまちづくりを目指すためにも、地域社会全体で基本理念等を共有し、行政、市民、民間等あらゆる主体が協働して、地域課題の解決に取り組んでいきます。

(※) エイジフレンドリーシティ (Age Friendly Cities and Communities)

WHOが2010(平成22)年に立ち上げた、高齢者に優しい都市づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークであり、世界37か国で400の市町村が参加(1億4,600万人をカバー)し、日本では2011(平成23)年には秋田市が、2015(平成27)年には宝塚市が参加しています。

●エイジフレンドリーシティへ参加するメリット

- ・WHOが提唱するトピックに基づく高齢者施策を、計画・実施・評価・改善というサイクルにより継続的に実施
- ・高齢者に優しい都市であることの住民へのアピール
- ・自治体内の高齢者向けサービス等の産業振興促進
- ・国際的ネットワークの構築、国際的発信及び企業の海外展開支援
- ・海外企業(高齢者向けサービス等)の誘致促進

●行動計画の策定

- ・参加承認後2年以内を目安に行動計画を策定してWHOへ提出
- ・行動計画はWHOの提唱する8つのトピックを参考にする
 - (1) 屋外スペースと建物
 - (2) 交通機関
 - (3) 住居
 - (4) 社会参加
 - (5) 尊厳と社会の構成員としての取り込み
 - (6) 市民参加と雇用
 - (7) コミュニケーションと情報
 - (8) 地域社会の支援と保健サービス

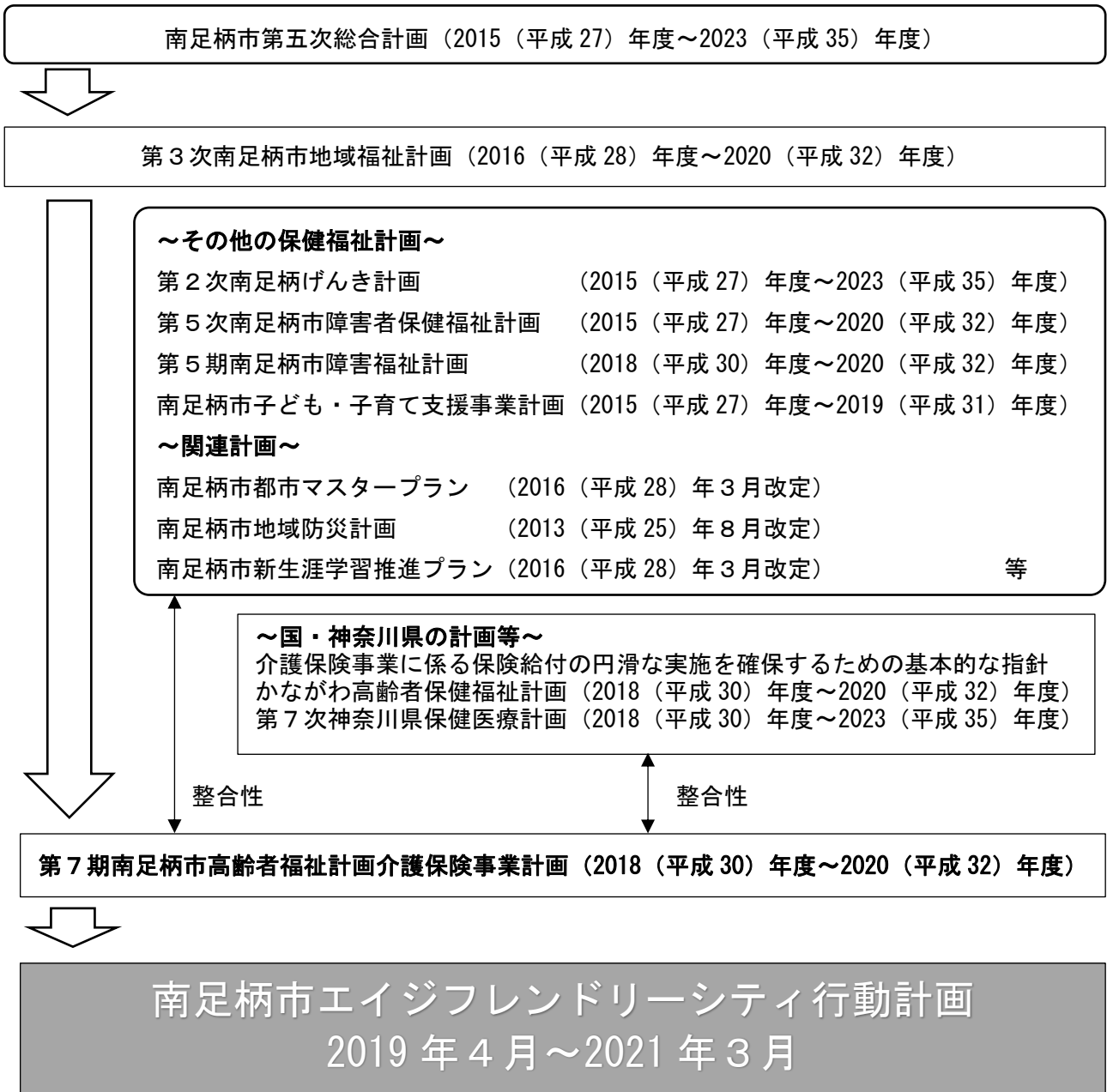


(神奈川県作成「世界保健機関(WHO)による「エイジフレンドリーシティ」について」より抜粋)



WHOから認証された証書

第2節 行動計画の位置づけ



本行動計画は、同じく高齢者に係る施策を定めた「第7期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を基本として策定したものになっています。

また、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、神奈川県の「かながわ高齢者保健福祉計画」及び「神奈川県保健医療計画」、並びに本市の上位計画にあたる「南足柄市第五次総合計画（2015（平成 27）年度～2023（平成 35）年度）」及び「第3次南足柄市地域福祉計画」やその他の関連計画との整合を図った計画となっています。

第3節 行動計画の計画期間

本行動計画の計画期間は、基本としている「第7期南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018（平成30）年度～2020（平成32）年度）」の計画期間に合わせ、2019年4月から2021年3月とします。南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の各施策の目標達成状況の検証と同時に、本計画の達成状況の検証についても実施し、社会情勢の変化等に応じて必要な見直し等を行い、次期行動計画の策定に繋げていきます。

第2章 南足柄市の高齢化の状況

第1節 総人口及び高齢者人口の推移

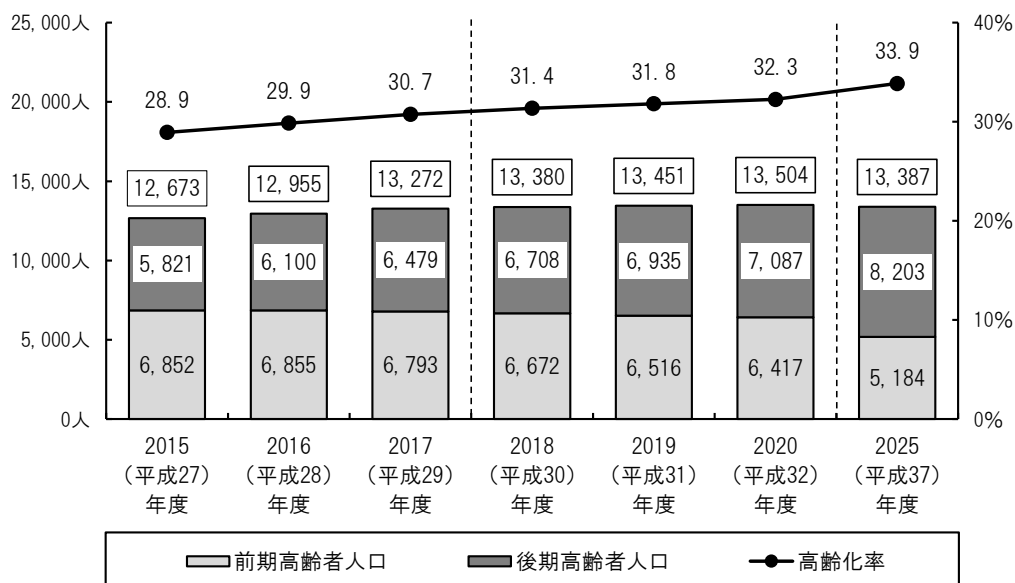
本市における総人口は、2017年には43,168人であったものが、その後、2020年には41,867人、2025年には39,536人まで減少していくと予測されています。

40歳未満人口は、2017年には15,538人であったものが、その後、2020年には14,201人、2025年には12,417人と、40～64歳人口も、2017年には14,358人であったものが、2020年には14,162人、2025年には13,732人と減少するものと見込まれます。その一方で、高齢者人口（65歳以上）は、2017年には13,272人であり、2020年には13,504人まで増加が見込まれ、その後減少傾向に転じ2025年には13,387人と見込まれますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は2017年の30.7%から2020年には32.3%、2025年には33.9%と上昇傾向になることが予想され、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することとなります。

単位:人

	第6期 実績値【前期】			第7期 計画値【今期】			将来
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2025 (平成37) 年度
総人口(A)	43,819	43,383	43,168	42,670	42,279	41,867	39,536
高齢化率(B)/(A)	28.9%	29.9%	30.7%	31.4%	31.8%	32.3%	33.9%
高齢者人口(B)	12,673	12,955	13,272	13,380	13,451	13,504	13,387
後期高齢者 (75歳以上)	5,821	6,100	6,479	6,708	6,935	7,087	8,203
前期高齢者 (65～74歳)	6,852	6,855	6,793	6,672	6,516	6,417	5,184
40～64歳人口	14,687	14,499	14,358	14,272	14,215	14,162	13,732
40歳未満人口	16,459	15,929	15,538	15,018	14,613	14,201	12,417

*2015～2017(平成27～29)年度は、10月1日現在の住民基本台帳(外国人含む)
2018(平成30)年度以降は、2012～2016(平成24～28)年度の性別・各歳別の平均変化率を用いて算出した推計値



第2節 要介護（要支援）認定者の推移

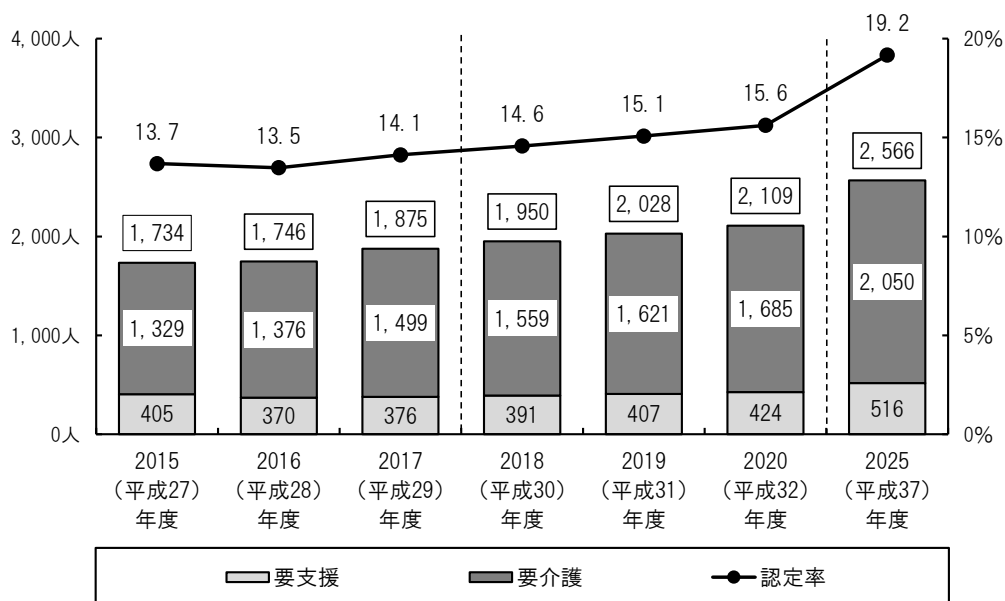
今後、高齢者人口が増加することに伴い、要介護（要支援）認定者数の増加も予想されます。

本市の要介護（要支援）認定者数は、2017年には1,875人であったものが、2020年には2,109人、2025年には2,566人まで増加することが予想されます。高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者数を表した認定率も、2017年には14.1%であったものが、2020年には15.6%、2025年には19.2%まで増加し、高齢者の約5人に1人が介護保険サービスを必要な状況になります。

単位:人

	第6期 実績値【前期】			第7期 計画値【今期】			将来
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2025 (平成37) 年度
要介護(要支援) 認定者数(B)	1,734	1,746	1,875	1,950	2,028	2,109	2,566
要支援1	179	138	159	165	172	179	218
要支援2	226	232	217	226	235	245	298
要介護1	382	408	434	451	469	488	594
要介護2	341	358	363	378	393	408	496
要介護3	217	215	260	270	281	292	355
要介護4	211	219	273	284	295	307	374
要介護5	178	176	169	176	183	190	231
高齢者人口(A)	12,673	12,955	13,272	13,380	13,451	13,504	13,387
認定率(B)/(A)	13.7%	13.5%	14.1%	14.6%	15.1%	15.6%	19.2%

*2015～2017(平成27～29)年度の数値は、「介護保険事業報告書(9月30日現在)」(第1号被保険者に限定)
2018(平成30)年度以降の数値は、2015(平成27)～2017(平成29)年度の性別・年齢層別・介護度別の認定率の変化を用いて 算出した推計値



第3章 エイジフレンドリーシティの取組みを進める上での基本理念

第1節 行動計画の基本理念

高齢者が生きがいを持って、 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

本市の『南足柄市第五次総合計画（2015（平成27）年度～2023（平成35）年度）』で掲げている高齢者福祉における本市の目指す姿を踏まえ、『**高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち**』を本行動計画の基本理念とします。

第2節 世界保健機関（WHO）が提唱する8つのテーマ

エイジフレンドリーシティでは、下記の8つのテーマがWHOによって提唱されています。

物理的環境	}	1 屋外スペースと建物
		2 交通機関
		3 住居
社会的環境	}	4 社会参加
		5 尊厳と社会的包摂
		6 市民参加と雇用
		7 コミュニケーションと情報
		8 地域社会の支援と保健サービス

本市においても、上記の8つのテーマについて行動計画を立て、推進することを通していきます。

第3節 エイジフレンドリーシティにおける本市の取組み事項

基本理念	エイジフレンドリーシティの8つのテーマ	本市の取組み事項
高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち	1 屋外スペースと建物	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	2 交通機関	高齢者にやさしい公共交通の充実
	3 住居	高齢者の住まいに関する支援の充実 施設サービスの充実
	4 社会参加	生涯学習及び世代間交流事業等の充実 スポーツ・レクリエーション活動への支援 老人クラブ活動への支援 地域活動・社会活動への参加の促進 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
	5 尊厳と社会的包摂	高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
	6 市民参加と雇用	シルバー人材センターへの支援 高齢者就労環境の整備促進
	7 コミュニケーションと情報	防犯体制の充実と交通安全対策 消費者被害の防止対策 認知症に対する理解の促進
	8 地域社会の支援と保健サービス	<ul style="list-style-type: none"> (1)健康の保持・増進 各種健康づくり事業の充実 健康づくり活動への支援 特定健診・各種がん検診等による早期発見 特定保健指導等を通じた生活習慣病予防の推進 健康寿命を延ばす取組の推進・未病関連施策 (2)安心・安全なまちづくりの推進 災害時支援体制の整備 孤立死・孤独死の防止対策 (3)地域包括ケアシステムの推進 地域包括支援センターの機能の強化 認知症の早期診断・治療体制の充実 認知症の家族等の介護者に対する支援 医療と介護の連携の強化 地域における支え合いの仕組みづくり (4)家族介護・生活への支援 日常生活の支援 安心・安全の確保 家族介護への支援 その他の支援 (5)介護予防の充実と自立支援・重度化防止に向けた取組 一般介護予防事業の充実 介護予防・日常生活支援総合事業 自立支援と重度化防止に向けた取組の推進 (6)在宅生活を支える介護サービスの充実 居宅サービスの充実 地域密着型サービスの充実 (7)介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 介護支援専門員の資質向上 介護保険サービス事業所への指導・監督及び人材の確保及び資質の向上 介護情報サービスの情報提供及び相談体制の充実 介護給付費適正化の推進

第4章 8つのテーマに基づく施策の方向性

南足柄市では、これまでに示した高齢者の状況及び取組みを進める上での基本理念を踏まえ、2019年4月から2021年3月の期間において、エイジフレンドリーシティの8つのテーマに基づいて、以下の取組みを推進していきます。

第1節 屋外スペースと建物

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ 安心・安全な生活環境づくりに向けて、公共施設などでのバリアフリーやユニバーサルデザインの取組みを進めます。
- ・ ハード面での整備だけでなく、市民がバリアフリーやユニバーサルデザインについて考える機会を創出することで、こころの「バリア」をなくします。

第2節 交通機関

高齢者にやさしい公共交通の充実

- ・ 高齢者等が外出しやすいようにするため、高齢者の移動手段の確保が重要な課題となっていることから、公共交通に関する現状把握等の取組みを進めます。
- ・ 公共交通の利用支援のための情報を広報し、積極的な公共交通の利用を呼びかけます。

第3節 住居

高齢者の住まいに関する支援の充実

- ・ 高齢者及び介護のための住宅改修など、住宅に関わる相談の機会、情報提供の拡充を図ります。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活環境を整えるための適切な住宅改修や有料老人ホーム等への住み替えのための情報提供など、高齢者の居住環境の充実のための支援を行います。

施設サービスの充実

- ・ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整します。
- ・ 神奈川県と連携しつつ、施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、各施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- ・ 身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

第4節 社会参加

生涯学習及び世代間交流事業等の充実

- ・ 地域の公民館等を活用し、より身近なところで生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。
- ・ ゆめクラブ南足柄（市老人クラブ連合会）などが主体となって実施する生涯学習事業や世代間交流事業については、助言などの必要な支援を行います。
- ・ 子育て家庭の臨時や緊急時の保育ニーズに柔軟に対応をしている「ばーば倶楽部」は、今後もシルバー会員の協力のもとに実施します。

スポーツ・レクリエーション活動への支援

- ・ 高齢者が参加できる（参加しやすい）スポーツ大会やイベント、スポーツ団体等のニーズを把握し、情報提供の充実を図ります。
- ・ 健康体操プログラムの普及・啓発やスポーツ・健康教室の実施などにより、子どもから高齢者、障害がある方も含め、誰もが身近にスポーツを楽しめるような環境づくりを進めます。

老人クラブ活動への支援

- ・ ゆめクラブ南足柄（市老人クラブ連合会）及び単位クラブの運営費の一部を補助するなど、必要な支援を行います。
- ・ ゆめクラブ南足柄と連携を取り、より適切で効果的な老人クラブ活動について助言等を行います。
- ・ 年代ごとのニーズを的確に捉え、前期高齢者からも積極的な参加が得られるよう新たな取組について検討し、魅力ある老人クラブ活動の推進が図られるよう支援します。
- ・ 地域における支え合いの仕組みづくりを進める中、特に高齢者は、地域活動の担い手となることが期待されることから、ゆめクラブ南足柄が行う担い手の養成を支援します。

地域活動・社会活動への参加の促進

- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業については、毎年度実施内容や実施方法について検証し、次年度の事業内容を検討します。
- ・ 敬老事業については、補助事業の内容等について検証するとともに、今後も必要な補助を行います。
- ・ ボランティア活動への参加は、社会参加の一環として有効な方法です。高齢者の豊かな経験と知識・技術を活かし、地域社会におけるシルバーボランティアとして活動しやすい環境づくりに努めるとともに、参加機会の充実を図ります。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 地域共生社会の実現のための市町村の取組の一つとして、相談支援体制の整備が盛り込まれていることから、福祉健康部内や関係機関等で、分野を超えて地域の生

活課題について総合的に相談に応じ、連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりについて検討を進めます。

- ・ 地域共生社会の考え方を、様々な機会を捉えて地域住民に普及・啓発します。
- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度において新たに「共生型サービス」が位置付けられたことから、先進自治体の事例研究や課題の整理を行い、共生型サービスを円滑に提供できるよう検討を進めます。

第5節 尊厳と社会的包摂

高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- ・ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・啓発に取り組むとともに、制度の相談窓口となりうる市民相談室や社会福祉協議会等に設置された「南足柄あんしんセンター」等との連携を図ります。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るため、国の成年後見制度利用促進計画を勘案するとともに、他自治体への情報収集を図りながら、市が取り組むべき事項を定めた計画策定に努めます。
- ・ 高齢者を取り巻く社会情勢の変化から、成年後見の担い手として市民の役割の重要性が強まると考えられることから、市民後見人の育成について社会福祉協議会と連携を図りながら検討を進めます。
- ・ 高齢者虐待の防止の取組みを強化するために、虐待防止の普及・啓発活動を図るとともに、警察、弁護士、県保健福祉事務所、民生委員・児童委員、人権擁護委員などの関係機関からなるネットワークの構築を図ります。

第6節 市民参加と雇用

シルバー人材センターへの支援

- ・ シルバー人材センターへの運営費の一部補助を継続していくとともに、自立に向けた運営の支援に努めます。
- ・ 団塊世代の人々が定年退職の時期を迎えたことを踏まえ、市民に対して、シルバー人材センターの周知を図り、シルバー人材センターへの加入促進に努めます。
- ・ シルバー人材センターの事業拡大のため、より多くの市内事業者等が認知し、活用できるよう、シルバー人材センターの活動内容等のPRを図ります。

高齢者就労環境の整備促進

- ・ 高齢者の就業を支援するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」や、国や関係機関が実施する高年齢者雇用に係る各種施策の周知を図り、企業の意識啓発に努めます。

第7節 コミュニケーションと情報

防犯体制の充実と交通安全対策

- ・ 自治会や警察等との連携による防犯講話や交通安全教室を行い、安全な市民生活を確保するための啓発を行います。
- ・ 高齢者が運転免許証を自主返納した場合の支援策として、「神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会」が行っている自主返納者を対象とした施設利用料金や購入商品の割引等のサービスを、広報誌やホームページ等で周知を図ります。

消費者被害の防止対策

- ・ 悪質商法などの消費者被害が高齢者に多く発生していることから、様々な機会を通じて消費生活講座を行うとともに、パンフレット等を配布し、継続的な啓発を行います。
- ・ 消費者教育や相談窓口の充実に努めるとともに、消費生活センターの利用方法等について、幅広く広報・啓発を行います。
- ・ 悪質商法などの消費者被害から高齢者を守るために、関係機関と綿密な連携を図り、被害防止に努めます。

認知症に対する理解の促進

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する差別や偏見をなくすため、認知症に対する正しい知識の広報・啓発に努めます。
- ・ 認知症の早期発見・早期診療が重要であることの周知を図り、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。
- ・ 「認知症サポーター」の養成を関係機関との連携を図りながら、様々な機会を通じて行います。
- ・ 認知症に関する市の取組や、医療・介護サービス等の情報を示した「認知症ケアパス」について、ホームページで情報提供を行い、利用を促進します。

第8節 地域社会の支援と保健サービス

(1) 健康の保持・増進

各種健康づくり事業の充実

- ・ 高齢者が心身ともに元気に暮らせるよう、「第2次南足柄げんき計画（健康増進計画・食育推進計画）」に基づき、各種保健事業の充実を図ります。
- ・ げんき通信の発行、地域の実情に合わせた健康づくり活動の展開、健康フェスタなど、様々な機会を通じて健康づくりや介護予防に関する知識の普及・意識の啓発を行います。

健康づくり活動への支援

- ・ 市民、地域、行政が一体となって健康な地域づくりを推進するため、げんきサポーターや食生活改善推進員を中心として、各種事業に取り組みます。

- ・ げんきサポーターや食生活改善推進員の活動支援を進めるとともに、活動内容を周知して、新規の人材育成に努めます。

特定健診・各種がん検診等による早期発見

- ・ 特定健診・はつらつ健診については、受診率の向上を目指すとともに、メタボリックシンドローム予備群・該当者と判定された方の生活習慣の改善を図ります。
- ・ 各種がん検診については、第2次南足柄げんき計画の中で挙げている以下の受診率を目標に実施します。胃がん検診 15%、肺がん検診 30%、大腸がん検診 30%、子宮頸がん検診 30%、乳がん検診 30%（2023（平成 35）年目標値）
- ・ 受診率を向上させるため、各種健康づくり事業や生きがい活動事業及び広報誌をはじめとする様々な媒体を通じ受診の啓発を行うとともに、市民が健診・各種検診を受けやすい体制づくりを図ります。また、未受診者に対しては受診勧奨を実施します。
- ・ 高齢者訪問口腔検診及び在宅寝たきり歯科診療については、今後も事業の普及に努めるとともに、継続して実施します。また、自宅や施設等で療養されている方が、歯科診療に係る相談を手軽にできるようにするため、足柄歯科医師会が設置した「足柄歯科医師会地域医療連携室」の周知を図ります。

特定保健指導等を通じた生活習慣病予防の推進

- ・ 特定保健指導については、生活習慣の改善を目的に継続して実施し、仕事をしている対象者も指導事業に参加しやすくなるよう、訪問による実施も検討します。
- ・ その他の事業についても、生活習慣病予防を推進していくため継続して実施します。

健康寿命を延ばす取組の推進・未病関連施策

- ・ 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らし続けることができるように、各種保健事業や生きがいづくり、社会参加などを通じた総合的な健康づくりを推進します。
- ・ 健康な状態を長く維持するために、普段の生活において自分の心身の状態を把握するため、神奈川県及び県西地区各市町と一体となって未病に関する取組を検討します。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

災害時支援体制の整備

- ・ 自治会、民生委員・児童委員との連携や近所づきあいを大切にするという相互扶助の意識の普及が図られるよう努めます。
- ・ 地域のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等を災害から守る体制が整えられるよう、市民防災の集いやシニアセミナー（旧 老人大学）、自治会等における防災講話を実施し、災害時要援護者対策について啓発します。特に、援助が必要な方には重点的に啓発をしていくよう努めます。
- ・ 平時から災害時要援護者に対する民生委員・児童委員による見守りや相談・支援

活動などによる情報を踏まえ、災害時要援護者避難支援制度に基づき対象者の把握に努めます。

- ・ 広報誌や自治会回覧などで災害時要援護者を守るための啓発をするとともに、自治会長、民生委員・児童委員に災害時要援護者登録名簿と災害時要援護者マップを配付します。
- ・ 地震発生時における迅速な安否確認の定着化を図るため、市総合防災訓練において、白い布やタオル、黄色いリボン等を用いた市内一斉安否確認訓練と避難行動要支援者避難支援訓練を、すべての自主防災組織で実施されるよう、自主防災組織の共通訓練として実施します。

孤立死・孤独死の防止対策

- ・ ひとり暮らしの高齢者等の増加により、日常生活の中で生活支援や見守りが必要な高齢者が増加していることから、地域住民等で見守り活動ができるよう、地域による支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ・ 民間事業者と行政が連携した見守り活動等ができるよう、民間事業者との協定の締結を推進します。
- ・ 神奈川県では2012（平成24）年から地域見守り活動に関する協力体制づくりを推進しています。これは、個人宅を訪問する業務の民間事業者・団体と神奈川県が協定を締結し、事業者が業務により生命の危険が予知した世帯について市町村に通報します。本市では、民間事業者・団体からの通報に対し、警察、消防と連携し安否確認や緊急対応を実施します。

（3）地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの機能の強化

- ・ 地域包括支援センター間の役割分担の明確化、連携を強化するため、センターの統括、総合調整、後方支援、指導や助言等の機能を持つ基幹型地域包括支援センターを設置し、効率的かつ効果的な運営を図ります。
- ・ 地域包括支援センターの運営が適切に行われているかを評価するため、国が定める評価指標を用いて事業評価を実施し、課題についての改善、事業の質の向上を図るPDCAサイクルを実施します。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築を担う各関係職種や団体等の連携を密にするとともに、高齢者の自立支援と重度化防止を図るため、地域ケア会議を開催します。
- ・ 多様化する高齢者のニーズに有効で適切な対応を図れるよう、地域における相談・支援・介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業を総括的に公正・中立の立場から実施します。
- ・ 高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域における関係機関・団体の連携強化を図ります。

認知症の早期診断・治療体制の充実

- ・ 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、行政、事業者、住民による高齢者等見守りネットワーク等の地域のネットワークの充実を

図ります。

- ・ 地域包括支援センターに設けられている認知症の相談窓口の周知に努めるとともに、認知症の相談会を定期的実施するなど、相談しやすい仕組みづくりを構築します。

認知症の家族等の介護者に対する支援

- ・ 認知症の方を抱える家族の孤立を防ぐとともに、精神的な負担を軽減するため、「認知症家族のつどい」を関係機関との連携のもと開催します。
- ・ 徘徊した高齢者を早期発見するための訓練を実施します。また、民間企業や介護する家族などと連携して早期発見につながる対策を検討します。
- ・ 広報誌やホームページなどを活用し「足柄上地区徘徊高齢者SOSネットワーク事業」の周知を図り、事業利用者の拡大を促進します。

医療と介護の連携の強化

- ・ 地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護ができる体制を構築するため、県立足柄上病院内に「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」を足柄上地区1市5町共同で設置し、その運営を足柄上医師会に委託して実施します。
- ・ 「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」では、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する相談を受け付けます。
- ・ 「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」と常に連携し、地域における適切な医療と介護サービスの提供体制の確保を図り、住み慣れた地域で継続的な生活が可能となるよう取組を進めます。

地域における支え合いの仕組みづくり

- ・ ひとり暮らしの高齢者や要介護状態の高齢者、障害のある高齢者等をはじめ、すべての高齢者が安心して生活することができるよう、地域福祉の必要性について継続的に啓発するとともに、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識の醸成に向けて、社会福祉協議会とともに研修の場等を設け啓発していきます。また、新たな担い手を発掘するため、宣伝活動を実施し、事業の理解・周知を図っていき、同時に担い手に対する研修についても援助をします。
- ・ 高齢者をはじめ支援を必要とする住民を地域で支えるという意識のもと、より多くの市民がボランティア活動に参加できる場と参加しやすい環境づくりに社会福祉協議会とともに努めます。また、比較的元気な高齢者のみならず、若い世代も参加できるような方策について検討します。
- ・ 日常的な高齢者への支援体制を構築することから、地域福祉の推進機関である社会福祉協議会との連携の強化を図りながら、老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO法人等が参加する支え合いの体制づくりに努めます。
- ・ 地域住民やボランティア・NPO法人等による、高齢者の見守りや交流の場づくり、外出支援や家事支援などの生活支援サービスを提供できる仕組みづくりについ

て、既存の「おたがいさまネットおかもと」や他市の事例をもとに検討を行い、他地区での支え合い組織の拡大を進めます。

- ・ 生活支援サービスの提供に係る社会資源の把握や地域の関係団体間のネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターを、日常生活圏域にそれぞれ配置します。
- ・ 社会福祉協議会が地域福祉の推進機関としての役割を果たせるよう、今後も継続して社会福祉協議会の支援を行い、その機能強化を促進します。

(4) 家族介護・生活への支援

日常生活の支援

- ・ 在宅生活における様々な支援を実施し、高齢者の日常生活を支えます。
- ・ 高齢者の日常生活を支援するため、必要な人がサービスを利用できるように、関係機関等に事業に関する情報提供を行います。

安心・安全の確保

- ・ 高齢者が安心して安全な生活ができる体制を作ります。
- ・ 効果的に事業を実施していくため、事業内容の周知を図ります。

家族介護への支援

- ・ 在宅で介護する家族の負担を軽減し、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
- ・ 家族介護教室については、より多くの方に参加してもらうため、介護者のニーズの把握に努めます。

その他の支援

- ・ 低所得者や外国籍の方の経済的支援を行います。

(5) 介護予防の充実と自立支援・重度化防止に向けた取組

一般介護予防事業の充実

- ・ すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を実施します。
- ・ 地域における介護予防に資する活動の育成及び支援を実施し、介護予防のための取組の定着を図ります。
- ・ リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を進めるとともに、実施した取組に対する評価を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 現行のサービスに加え、市民のニーズを考えた新たなサービスの導入を検討します。
- ・ 効果的なサービスの開発と実施のため、全国の他自治体等の先進事例等を研究します。

自立支援と重度化防止に向けた取組の推進

- ・ 地域住民に対して、自立支援と重度化防止に向けた普及・啓発活動を実施します。
- ・ 地域包括支援センターが中心となり、介護支援専門員（ケアマネジャー）、リハビリテーション専門職等の多職種を交えて個別のケアプランの検討等を行う地域ケア会議を開催し、要介護状態等の軽減を図ります。また、地域ケア会議では、地域課題の把握や地域資源の開発、政策形成等の検討も合わせて行います。
- ・ 介護保険に係るこれまでの実績等のデータや国の地域包括ケア『見える化システム』を活用し、地域課題の分析に努め、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化防止についての検討を進めます。
- ・ 介護予防・重度化防止の達成状況を評価できるよう、本計画の最終年度である 2020（平成 32）年度の要介護認定率を 15%以下にすることを目標として設定し、各種事業に取り組みます。

（6）在宅生活を支える介護サービスの充実

居宅サービスの充実

- ・ 供給量を十分確保し、質の高いサービスを選択できるよう事業者へ働きかけます。
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事がスムーズに行えるよう、地域の実態を把握し、関連サービスのネットワーク化を図ります。
- ・ ケアマネジャーの資質向上のための研修会を支援します。
- ・ 福祉用具の利用普及やサービス内容の周知に努めます。
- ・ 2018（平成 30）年度より、居宅介護支援事業の指定権限が市に移譲されることを踏まえた、管理体制を整備します。

地域密着型サービスの充実

- ・ 地域の実情や本計画のサービス見込み量を踏まえつつ、事業者の指定、指定の取り直し、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- ・ 事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）との協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握し、不足しているサービスなどの情報収集に努めます。
- ・ 事業者への指導・監査体制の充実を図ります。
- ・ 今後、地域密着型サービス事業所が増加することを考慮して、研修制度の整備等による管理体制の充実を図ります。

（7）介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

介護支援専門員の資質向上

- ・ 県や関係機関等が主催する研修の情報提供や参加要請を行うとともに、市の主催する研修や介護支援相談員への個別支援等を実施することによりさらなる質の向上を図ります。
- ・ ケアプランの点検などを通じて、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るとともに、ケアマネジャー同士の情報交換を活発化するネットワークを強化します。

介護保険サービス事業所への指導・監督及び人材の確保及び資質の向上

- ・ サービス提供事業者に対し、適正な指導・助言を行い、質の高い介護保険サービスの確保を図ります。
- ・ サービス提供の現場における問題点等を早期に発見し、トラブルや苦情の発生を未然に防ぐための連携を強化します。
- ・ 人材の確保及び育成に関する支援について、サービス提供事業者に情報提供します。

介護情報サービスの情報提供及び相談体制の充実

- ・ 介護に関する正しい知識や最新の情報を市民に広報し、市民が介護保険制度を適切に活用できるようにします。
- ・ 介護に関する相談をいつでも気軽にできるように、相談体制の強化と相談窓口の周知をします。

介護給付費適正化の推進

- ・ 介護給付の適正化を行うため、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を実施します。

第5章 行動計画の推進体制と進行管理

本計画を効果的に推進するためには、公共施設・公共交通機関の整備、居住環境の整備、社会参加や雇用の創出等、広範囲の分野に対応する必要があることから、全庁的な連携を図り、横断的かつ継続的な取り組みが必要となります。

また取り組みを進めるためには、行政のみならず、市民、企業等の協力が不可欠であるため、市民協働、官民連携、地域間連携による施策の推進を図ってまいります。

① 南足柄市介護保険運営審議会及び庁内関係各課との連携

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療の枠を超えた総合的な体制で高齢者施策の充実を図っていく必要があります。そのため、市民・知識経験者や関係機関で構成する南足柄市介護保険運営審議会等の組織を活用し、本計画の基本となる南足柄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と併せて、進捗状況の点検、評価を行い、行動計画で示された施策についての健全な運営、課題の整理・検討等を行い、改善に努めます。

また、高齢者のニーズに適切に対応し、総合的な取り組みを進めるために、庁内関係各機関との連携・調整等を行い、総合的に計画を推進するように努めます。

② 地域との連携

「高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の基本理念を実現するためには、地域における協力が重要な要素となります。地域活動の中心的存在である自治会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体、さらには地域福祉活動の主な担い手である南足柄市社会福祉協議会や各種サービス提供事業者等との連携を密接に行い、行政と地域住民との協働で高齢者福祉を推進します。

③ 神奈川県及び近隣自治体との連携

本計画の円滑な運営には、本市だけではなく、神奈川県の協力や近隣市町村との広域的な連携が必要不可欠となります。そのため、神奈川県及び近隣市町村と相互に連携し、情報交換や情報の共有を行います。

南足柄市エイジフレンドリーシティ行動計画

発行：2019（平成31）年4月

編集：南足柄市 福祉健康部 高齢介護課

〒250-0192 神奈川県南足柄市関本 440 番地

TEL 0465-73-8057（直通）

FAX 0465-74-0545

URL <http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/>

E-mail koureikaigo@city.minamiashigara.kanagawa.jp